

# こども相談総室

( 八戸児童相談所 )

( 88~96 ページ )

<p>I 児童相談所の業務 ( 89 ~ 95 ページ )</p> <p>1 相談業務</p> <p>2 判定業務</p> <p>3 一時保護の状況</p>	<p>II 児童相談所の事業 ( 96 ページ )</p> <p>1 子ども虐待防止対策</p> <p>2 1歳6か月児・3歳児精神発達 精密健康診査 事後指導</p> <p>3 市町村児童家庭相談支援</p>
--	---

# I 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置されている行政機関であり、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的としています。

原則として、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じています。

主な業務は次のとおりです。

- (1) **子どもの福祉に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じています。**

保護者の病気や死亡、失踪、出産などにより子どもを家庭で養育できない場合の相談、わがまま、落ち着きがない、いじめや不登校などのしつけや性格・行動面の相談、知的発達の遅れ、肢体不自由、言葉の遅れや自閉傾向への不安などこころやからだの発育相談、家出、盗み、乱暴などの非行相談等子どもの福祉に関するあらゆる相談を対象としています。

児童虐待等について地域住民や関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所から送致を受けることもあります。

直接来所によるもののほか、電話による相談も受け付けています。
- (2) **子ども及びその家庭について、必要な調査や診断・判定を行います。**

児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護による行動診断等をもとに判定（総合診断）を行い、個々の児童に対する問題解決のための援助指針（援助方針）を定めます。
- (3) **上記の援助指針（援助方針）に基づいて、子ども児童、保護者及び関係者等に対しての指導や施設等への入所措置等を行います。**

児童福祉司等による家庭訪問又は通所による指導、子ども、保護者を通所させて児童心理司等による心理療法やカウンセリング、子どもや保護者の同意を得ながら里親委託や児童福祉施設等への入所措置を行います。
- (4) **子どもの一時保護を行います。**

保護者の病気入院等家庭の事情によって子どもを養育する者がいないとき、虐待等により緊急に保護する必要があるとき、また、具体的な援助指針（援助方針）を定めるための十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合などに行います。

中央児童相談所に一時保護所が併設されています。
- (5) **市町村による子ども家庭相談への対応について、子どもの支援等を行っています。**

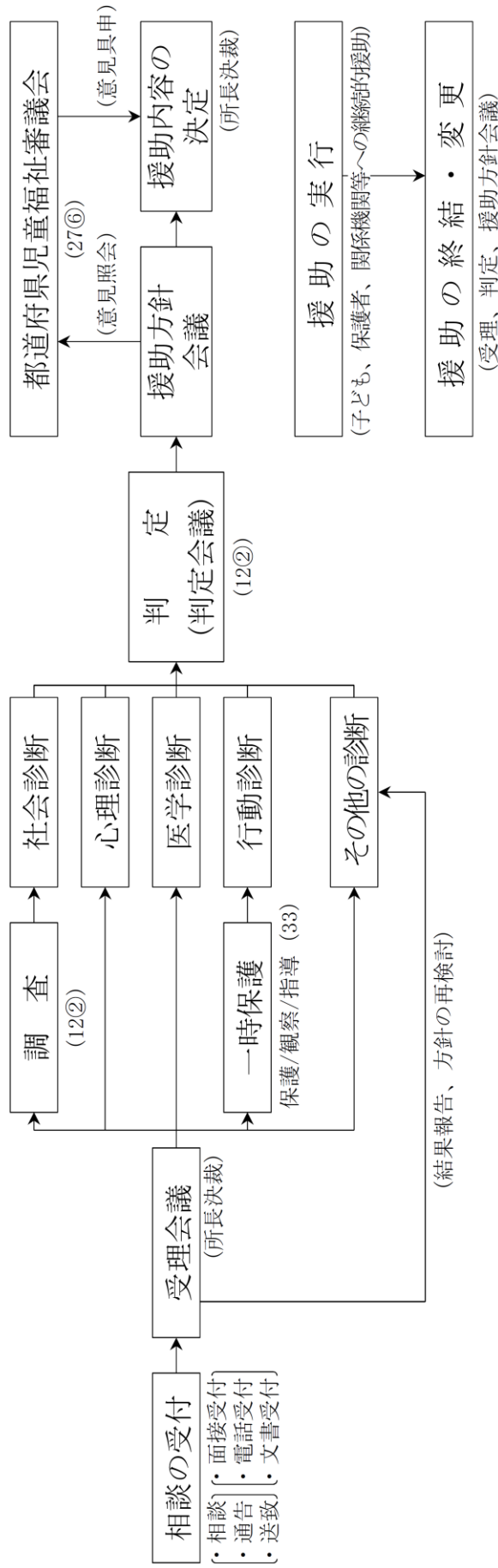
市町村との役割分担・連携を図りつつ、市町村相互間の連絡調整、市町村が行う子ども児童家庭相談に対する技術的な援助や助言を行います。

# 1 相談業務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

図-1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1	在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん
2	児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
3	児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 市町村への事業送致 (26①Ⅲ)
4	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、VII)
5	家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 家庭裁判所への家事審判の申立て 施設入所の承認 (28①②)
6	特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
7	後見人選任の請求 (33の8) 後見人解任の請求 (33の9)
ア	児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
イ	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ウ	里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
エ	児童自立生活援助の実施 (33の6①)
オ	市町村への事業送致 (26①Ⅲ)
カ	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
キ	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、VII)
ク	家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ケ	家庭裁判所への家事審判の申立て
コ	施設入所の承認 (28①②)
カ	特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
キ	親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
ク	後見人選任の請求 (33の8)
ケ	後見人解任の請求 (33の9)
コ	訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
カ	児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
キ	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ク	里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
ケ	児童自立生活援助の実施 (33の6①)
コ	市町村への事業送致 (26①Ⅲ)
カ	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
キ	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、VII)
ク	家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ケ	家庭裁判所への家事審判の申立て
コ	施設入所の承認 (28①②)
カ	特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
キ	親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
ク	後見人選任の請求 (33の8)
ケ	後見人解任の請求 (33の9)
コ	訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和2年度に受け付けた相談の総件数は1,511件であり、令和元年度の1,354件に比べ157件増となっている。

養護相談(67件増)が811件で相談件数全体の53.7%を占め、知的障害相談(44件増)、肢体不自由相談(14件増)等の障害相談は498件で33.0%、ぐ犯行為等(10件減)、触法行為等(1件減)の非行相談が21件で1.4%、性格行動(1件増)、適性(17件増)等の育成相談が116件で7.6%、その他65件で4.3%となっている。

相談種類別児童受付数

種別 年度	養護	保健	障 害						非 行		育 成				その他	計
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	
元	744	1	6	1	0	10	413	6	22	10	55	19	25	6	36	1,354
2	811	0	20	1	4	10	457	6	12	9	56	15	42	3	65	1,511

ア 養護相談

養護相談に至った主な原因を処理件数で見ると、家庭環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題が全体の97.9%(前年度92.7%)であり、前年度と比較して増加している。虐待相談については、580件と前年度に比較して88件増加している。

処理については、面接指導が676件で80.6%、その他処理が128件で15.2%、児童福祉施設入所が19件で2.3%、里親委託が16件で1.9%となっている。

養護相談の理由別処理件数

処理 理由別	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所					13	6		19
里親委託		2		2	6	6		16
面接指導				14	473	189		676
その他					88	40		128
計		2		16	580	241		839

虐待相談を相談種類別にみると身体的虐待が135件(23.3%)、性的虐待が3件(0.5%)、心理的虐待318件(54.8%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が124件(21.4%)となっている。

①虐待相談 年度別・相談種別件数

区分 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
元	126		251	115	492
2	135	3	318	124	580

②虐待相談 年度別・被虐待者児童の年齢・相談種別

区分 年度・年齢		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護者の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
元	計	126		251	115	492
	0～3歳未満	11		50	33	94
	3歳～学齢前児童	25		57	14	96
	小学生	58		85	49	192
	中学生	21		33	13	67
	高校生・その他	11		26	6	43
	不詳					
2	計	135	3	318	124	580
	0～3歳未満	18		79	25	122
	3歳～学齢前児童	24		64	24	112
	小学生	68	2	117	48	235
	中学生	11	1	37	22	71
	高校生・その他	14		21	5	40
	不詳					

③虐待相談 年度別・相談経路

区分 年度	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	都道府県等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人(再掲)
元	57 (4)	25	42 (3)	4	25			11	9	170	101	26	22 (2)	492 (9)	23
2	85	17	51	6	35		1	18	10	194	88	34	41	580	29

注：( )は電話相談再掲

④虐待相談 年度別・虐待者

区分 年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	計	両親(再掲)
元	193	31	256	3						9		492	62
2	252	21	303							4		580	38

⑤虐待相談 年度別処理件数

区分 年度	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設等入所	里親委託	その他	計
元	403 (8)	12	5	18	13		41 (1)	492 (9)
2	488	7	6	22	15	7	35	580

注：( )は電話相談再掲

\*里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、いろいろな事情で家庭に恵まれない児童に親がわりとなって家庭を与え、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

平成20年11月に児童福祉法が改正されたことにより平成21年4月1日から里親は養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類となった。

また、養育里親の認定要件のひとつに研修の受講が義務化された。

管内の委託状況は次のとおり。

里親・里子の状況（令和3年3月31日現在）

登録里親数	委託里親	委託里子数
38組	15人	19人

イ 障害相談

障害相談の受付件数498件のうち、知的障害相談が457件（91.8%）と大半を占めており、肢体不自由相談20件（4.0%）、重症心身障害相談10件（2.0%）、発達障害相談6件（1.2%）、言語発達障害相談4件（0.8%）、視聴覚障害相談1件（0.2%）の順となっている。

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は前年度に比べ11件減少している。主な問題行動別にみると、自家金銭持出（6件）、窃盗（6件）、家出・浮浪（4件）が多い。

なお、通常は複数の問題行動を内包していることが多い。

非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	ぐ犯行為等相談							触法行為等相談				計	
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸引	性的逸脱	その他	窃盗	傷害・恐かつ	放火・弄火		その他
児童福祉施設入所				1									1
面接指導				3	5		2		6	2		2	20
その他					1								1
計				4	6		2		6	2		2	22

エ 育成相談

育成相談として受け付けた相談116件のうち、性格行動相談が56件（48.3%）となっている。次いで適性相談42件（36.2%）、不登校相談15件（12.9%）、育児・しつけ3件（2.6%）の順となっている。

## 2 判定業務

令和2年度の相談判定件数は308件であり、前年度に比べて10件増となっている。相談種類別にみると、障害相談が236件、養護相談が39件、育成相談が31件、非行相談が2件となっている。

相談別判定件数

種別 年度	養護	保健	障 害					非 行		育 成			その他	計	
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		育児・しつけ
元	46						216		2	3	8	2	20	1	298
2	39				1		234	1	2		12	1	18		308

## 3 一時保護の状況

令和2年度の一時保護の状況は、児童の実人員で89人、このうち一時保護所（中央児童相談所）への入所児童が24人（延日数767日）、所内一時保護が3人（延日数3日）となっている。また、一時保護委託が62人（延日数2,188日）であり、児童福祉施設や里親等に委託している。

相談種類別の内訳は次の②のとおり。

①一時保護の状況

区分 年度	一時保護所		所内一時保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
元	32	1,022	12	12	58	1,444	102	2,478
2	24	767	3	3	62	2,188	89	2,958

②相談種類別一時保護児童数

区分 年度	養 護		保 健		障 害		非 行		育成・その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
元	82	2,023					8	164	12	291	102	2,478
2	78	2,444					3	218	8	296	89	2,958



## II 児童相談所の事業

### 1 子ども虐待防止対策

#### (1) 子ども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的に子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

通告者別（相談者別）受付状況

区分 年度	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童施設	親戚	その他	合計
元	7		5	1			7		1			4	4	29
2	3			2			11		1			12	1	30

#### (2) 青森県カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医師の協力により指導を行っている。

実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言
22	25

#### (3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待を受けてきた子ども及び保護者に対して、環境療法的関わりと心理療法的関わりを行うとともに、施設職員（里親含む）に対して、子どもが様々な問題を呈した際に適切に対処するため、技術的支援を目的としたグループワークを実施している。

また、施設入所児童の生活の安定を図り、児童の自立や家庭復帰に向けて効果的な支援を行うため、施設職員との情報交換会を開催している。

	対象ケース数	延実施回数	延参加者数
個別指導	30	72	124
児童福祉施設職員集団指導	5施設	21	110
情報交換会	3施設	9	104

### 2 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が1歳6か月児及び3歳児に対して行っている健康診査の際、精神発達面、言語発達面に何らかの問題点があり、事後指導の必要があるとして市町村からの指導依頼を受け、事後指導を行っている。

令和2年度は0件であった。

1歳6か月児・3歳児精健事後指導主訴の状況

区分 年齢	事後 指導数	言葉の 遅れ	発音 異常	吃音	精神発達 の遅れ	落ち着き がない	夜尿・指 しゃぶり	その他
1歳6か月児								
3歳児								

### 3 市町村子ども家庭相談支援

#### (1) 要保護児童対策地域協議会への支援

市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進するため、市町村が開催する代表者会議や実務者会議への参加等、要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援を行った。

要保護児童対策地域協議会設置市町村数	会議出席回数		
	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
8	3	33	22

#### (2) 市町村への支援

市町村職員を対象とした研修や市町村に出向いての巡回支援等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行った。

	管内市町村数	開催回数	開催延時間数	延参加者数
市町村子ども家庭相談担当者研修会	8	3	8	20
市町村巡回支援		8	—	—